課長	係長	審査者	担当者

工事番号	

工　事　名	平成27年度　国庫補助事業　野岸小学校　屋内運動場非構造部材耐震対策工事		
工　事　場　所	小諸市与良町2-6-1		
設　計　概　要		施行方法	請負
非構造部材耐震対策工事 　天井改修工事　一式 　天井解体工事　一式 　鉄骨工事　一式 　新規天井設置工事　一式 　塗装工事　一式 　飛散防止ﾌｨﾙﾑ工事　一式 　電気設備工事　一式		施工期間	日間
		工　　期	9月30日
		契約方法	一般競争入札

小諸市　教育委員会

起　工　理　由

　点検の結果、文部科学省発行の「学校施設等における天井等落下防止対策のための手引」に基づき、屋内運動場の非構造部材耐震対策工事を行う。

対　象　額	円
工事価格	円
消費税等相当額	円

小諸市　教育委員会

平成 27 年度　国庫補助事業

野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震改修工事

小諸市　教育委員会

算　出　根　拠

見　　見積徴収による（代理店・専門工事店）

事　　事務所単位

積　　積算資料（ポケット版）2012 年前期

公　　公共住宅事業連絡協議会　工事積算基準

	名　称	規　格	数 量	単位	単　価	計	備　考
平成27年度　国庫補助事業　野岸小学校　屋内運動場非構造部材耐震対策工事							
A	建築主体工事		1.00	式			
B	電気設備工事		1.00	式			
	直接工事費計						
C	共通仮設費		1.00	式			公　%
	純工事費計						
D	現場経費		1.00	式			公　%
	工事原価計						
E	一般管理費		1.00	式			公　%
	工事費計	万円未満切り捨て					
F	消費税相当額	8%	1.00	式			
		総　計					

小諸市　教育委員会

	名　　　称	規　　　格	数 量	単位	単　価	計	備　　　考
A	建築主体工事						
1	仮設工事		1.00	式			
2	天井改修工事		1.00	式			
3	天井解体工事		1.00	式			
4	鉄骨工事		1.00	式			
5	新規天井設置工事		1.00	式			
6	塗装工事		1.00	式			
7	飛散防止フィルム工事		1.00	式			
		合　計					

	名　　称	規　　格	数 量	単位	単　価	計	備　　考
1	仮設工事						
	内部ローリングタワー	断熱材撤去用 3.6×3.6　H=8m～11m未満	158.00	架㎡			見
	昇降設備		5.00	段			見
	床シート養生	敷設・撤去	690.00	㎡			見
	集塵機	200V1HPミキシングプラント	2.00	台			見　　リース（7日）
	ダクト		2.00	本			見　　リース（7日）
	発電機	25KVA	1.00	台			見　　リース（7日）
	ステージ						
	棚足場	5m	89.50	㎡			見
	昇降階段		2.00	ヶ所			見
	床養生	コンパネ	89.50	㎡			見
	機資材運搬費		1.00	式			見
		小　計					

	名　称	規　格	数 量	単位	単　価	計	備　考
2	天井改修工事						
	付着材ケレン・撤去		1049.00	㎡			見
	発生材集積・小運搬	廃プラスチック	12.00	㎥			見
	発生材運搬費	廃プラスチック	12.00	㎥			見
	発生材処分費	廃プラスチック	12.00	㎥			見
	片付け・清掃費		690.00	㎡			見
		小　計					
3	天井解体工事						
	仕上材撤去		89.50	㎡			見
	下地LGS撤去		89.50	㎡			見
	LGSボルト撤去		89.50	㎡			見
	発生材集積・小運搬		4.50	㎥			見
	発生材処分		4.50	㎥			見
		小　計					

	名　　称	規　　格	数 量	単位	単　価	計	備　　考
4	鉄骨工事						
	吊りボルト受	H-150×75×5×7	380.00	kg			見
	副資材		1.00	式			見
	錆止め塗装	既存鉄骨見え掛り部含む	1.00	式			見
	現場溶接費		1.00	式			見
	場内吊り込み費		1.00	式			見
		小　計					
5	新規天井設置工事						
	天井LGS下地		89.50	㎡			見
	カーテンBOX取付部補強		1.00	式			見
	化粧PB (ジプトーン)	910×910　t=9.5	89.50	㎡			見
	木製カーテンボックス	赤松集成材 t=25 W=150	38.12	m			見
		同上　　W=450	13.10	m			見
	金物費		1.00	式			見
	場内吊り込み費		1.00	式			見

		規　　格	数 量	単位	単　価	計	備　　考
		小　計					
6	塗装工事						
	壁　EP	塗り替え	191.30	㎡			見
	床ワックス	引き渡し用	89.50	㎡			見
	清掃費		89.50	㎡			見
		小　計					
7	飛散防止フィルム工事						
	飛散防止フィルム貼り	t=0.075 W=1520　材工	279.00	㎡			見
	同上　クリーニング		279.00	㎡			見
	施工用ローリングタワー	H=2.5 1.3m×3m　階段共	1.00	ヶ所			積
	補助用脚立足場		1.00	式			積
	仮設材運搬設置費		1.00	式			事
		小　計					

	名　　称	規　　格	数 量	単位	単　価	計	備　　考
B	電気設備工事						
1	照明器具工事						
2	既存照明器具撤去工事						
3	落下防止工事						
4	廃棄処分費						
5	運搬･雑費						5.5% 事
		合　計					

	名　　　称	規　　　格	数 量	単位	単　価	計	備　　　考
1	照明器具工事						
	照明器具A	LED高天井器具2500形	18.00	台			見
	照明器具B	ＩDシリーズ直付け110形	11.00	台			見
		小　計					
2	既存照明器具撤去工事						
	照明器具撤去	MF700w	18.00	台			見
	照明器具撤去	FL110w	11.00	台			見
		小　計					
3	落下防止工事						
	壁掛けスピーカー	落下防止ワイヤー取付	2.00	ヶ所			見
	壁掛け時計	落下防止ワイヤー取付	1.00	ヶ所			見
		小　計					

	名　　称	規　　格	数 量	単位	単　価	計	備　　考
4	廃棄処分費						
	撤去器具処分費	金属くず類	235.00	kg			見
	撤去品処分費	電球類	29.00	本			見
		小　計					

数量調書

仮設工事	ローリングタワー　3.6×3.6×11＝142.6㎡		
	勾配天井によるタワー高さ調整		
	3.6×3.6×平均1.15m＝14.9㎡		
	142.6+14.9＝157.5⇒158.0	158.00	158.00㎡
	昇降設備　1.8m@		5.00段
	床養生　シート養生　23m×30m＝690.0	690.00	690.00㎡
	棚足場　H=5.0m　ステージ　17.9×5.0＝89.50	89.50	89.50㎡
	昇降階段2ヶ所		2.00ヶ所
	ステージ床養生　コンパネ t=12 17.9×5.0＝89.5		89.50㎡
天井改修工事	断熱材ケレン撤去		
	＿/￣＼＿/￣＼		
	施工面積　ルーフデッキ1m当たり　1.45㎡		
	勾配による伸び　3寸　1.044倍		
	1.45×1.044＝1.52倍		
	撤去面積　690㎡×1.52　1,049	1,049.00	1,049.00㎡
	断熱材　1,049×0.0075×1.5（容積割増）		
	11.80⇒12.0（切上）		12.00㎥
天井解体工事	撤去　ステージ　17.9×5.0＝89.50		89.50㎡
	発生材　89.5×0.05　4.50		4.50㎥
鉄骨工事	H-150×75×5×7　14kg/m		
	4.5m（定尺）×6＝27.0m		
	27.0×14.0＝378kg　⇒380.0	380.00	380.00kg
新規天井	LGS　17.9×5.0＝89.50		89.50㎡
	カーテンボックス		
	W=150　17.9+13.1+3.56×2＝38.12		38.12m
	W=450　13.1		13.10m
塗装工事	壁　EP　17.9×6.0	107.40	
	1.41×2×6.0	16.90	
	3.7×5.0×2	37.00	
	5.0×6.0	30.00	191.30㎡
	床ワックス引き渡し用 17.9×5.0＝89.50		89.50㎡
飛散防止フィルム	フィルム全厚t=0.075mm　75μm		
	南北　35.0×3.0×2	210.00	
	東　23.0×3.0	69.00	279.00㎡
	ガラスクリーニング		279.00㎡
	足場（ローリング）1.5×3×H3.0		1.00ヶ所
	仮設材掛け払い　14,000円×3人工		1.00式

電気工事	高天LED照明器具　アリーナ 富士型LED照明器具 ステージ 照明器具撤去　アリーナ天井 蛍光灯　　ステージ 壁掛けスピカ―落下防止ワイヤー取付 壁掛け時計落下防止ワイヤー取付		18.00台 11.00台 18.00台 11.00台 2.00ヶ所 1.00ヶ所

平成27年度　国庫補助事業

野岸小学校　屋内運動場非構造部材耐震対策工事

小泉建築設計事務所

特 記 仕 様 書

I. 設 計 概 要

一般事項	工事名称	斎場施設建設事業	所在地	長野県小諸市与良町2-6-1
	建築主	小諸市市長　柳田剛彦	用途	小学校
	工事種目	• 新築　• 増築　• 改築　⊙改修　• その他（　　　　）		
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	防火地域	準防火
	その他の地域地区	•		
	建ペイ率	60 %	容積率	200 %
	工期	着工：平成 27年 月 日 ── 竣工：平成 27年 月 日		
	概成工期	着工：平成 年 月 日 ── 竣工：平成 年 月 日		

建 築 工 事 特 記 仕 様 書

① 共通仕様

a. 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による「公共建築工事標準仕様書(建築工事編）平成25年版」（以下「共仕」という）及び「梓設計建築工事補足仕様書平成25年度版」（以下「補仕」という）による。
（「共仕」の２章：仮設工事から23章：植栽及び屋上緑化工事は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「標準仕様書」という）による。）

② 特記事項

a. 項目は番号に○ 印の付いたものを適用する。
b. 特記事項は ⊙ 印の付いたものを適用する。　印の付かない場合は ※ 印のついたものを適用する。　⊙ 印と ⊗印の付いた場合は共に適用する。
c. 特記事項に記載の(　　)内の表示番号は「共仕」の当該項目、当該図及び当該表を示す。
d. 特記事項で「図示」とあるは、設計図面記載事項を意味する。
e. Ⓖ印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

3. 適用基準等

-
-
-

④ 設計図書の優先順位

設計図書に関する優先順位は次による。
1） 質疑応答書及び補足訂正追加事項
2） 工事見積要項書（現場説明書及び現場説明に対する議事録を含む。）
3） 特記仕様書
4） 3）以外の図面
5） 設計説明書（設計品質伝達書を含む）
6） 「共仕」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事監理指針平成25年版
7） 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成25年版）

（ 一 般 事 項 ）

① この特記仕様書は、全ての工事に摘要する。

② 本工事は、本設計図書（図面・仕上表等）に記載された事項及び監督員の指示によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」(最新版) に基づいて施工する。

③ 入札事務に伴う指示事項、文書、現場説明等は、設計図書に優先して扱う。

④ 設計図書に明記のない事項及び施工途中における設計変更等については、監督員と協議のうえ決定する。また、工事技術上、当然必要と認められる事項は、請負金額の範囲内で施工のこと。

（ 材 料 ）

① 本工事に使用する材料は、JIS規格品または同等品を原則とする。

② 本工事の設計図書に記載された商品名、メーカー名は、すべて品質程度を示す目安として扱い、これと同等品の使用を妨げない。ただし、記載と異なるものの使用については施工に先立ち、カタログ、品質証明、見本品、施工図等、品質程度の判定資料を提出して監督員の承認を受けること。
　また、金額に大幅な増減が発生した場合は別途協議するものとする。

③ 「共通仕様書」に記載されていない特別な材料及び施工方法は、当該製品の指定工法とする。ただし、その場合は責任施工とする。

4. 使用材料の内、下記のものについては試験を行い、試験後速やかに報告書を監督員に提出すること。

(1) 鉄筋及び鉄骨の強度試験。
メーカーによる材料試験成績書（ミルシート）の提出でこれにかえることができる。

(2) レディミックスコンクリートの圧縮強度試験。
捨てコンクリートを除き、現場養生、標準養生の1週及び4週強度。
ただし、1回の打設が30m³ を超えない場合は、工場の出荷伝票を提出（写しにて可）することで、試験を免除する場合がある。

(3) 鉄骨溶接部の超音波探傷試験。
ただし、法定未満の場合は自主検査報告書にて可とする。

（ 立 会 検 査 ）

1. 下記の事項は監督員の」立会検査を受けること。
　1 地縄張り（建物の位置決定）
　2 遣方、ベンチマーク（GL）の決定
　3 根切り完了時
　4 配筋完了時
　5 型枠完了時
　6 コンクリート打設時
　7 コンクリート圧縮強度試験時
　8 鉄骨の原寸または施工図検査時
　9 鉄骨の開先加工検査（工場加工状況）
　10 鉄骨溶接部の超音波探傷試験
　⑪ 鉄骨受入時及び溶接完了時
　12 外壁完了時
　13 屋根工事完了時
　14 木材検査（加工前の構造材及び造作材）
　15 断熱工事完了時
　⑯ 内装下地完了時
　⑰ 特殊材料等の製品検査（監督員が必要と認めて指示したもの）
　⑱ 全工程完了時
　⑲ その他　断熱材撤去開始時及び完了時
　　　飛散防止フィルム開始時及び完了時
　　　塗装工事完了時

2. 建築主事及び関係官庁、事業会社の立会い検査を必要とするものは、監督員と打合せの上、その手続きを経て、請負業者は立会日時を決める。

3. 竣工検査が困難な工事及び箇所は、随時、監督員の検査を受けること。

（ 記 録 ）

1. 下記の事項について、随時、監督員に提出(1部）と共に、工事完了時に報告書として目次を付けて提出する。（部数は打合せによるあ）

(1) 前記（材料）4. で指定する試験報告書
(2) コンクリートの配合計画書
⒀ 使用材料のJIS規格証明書
⒁ 日報及び月報（作業工程、人員数等記入）
⒂ 工事工程表（着工前に提出）
⒃ 打合せ記録及び週間工程表（その都度）
⒄ 工程写真、竣工写真
　・監督員と打合せの上、各工事についての要点を撮影し、アルバムに貼って内容説明を記入の上、提出する。
　・工事完了時は、外部4ヶ所、内部各室2ヶ所づつ程度（カラー写真・キャビネ版）を撮影して提出する。
　・撮影要領及び提出部数は打合せにいろ。
⒅ 協力業者名簿（各担当工事前に）
⒆ 承認を受けた施工図、製作図等
　※施工図、製作図等で提出を要するものは、次の通りとする。
　基礎（躯体）図・鉄骨製作図・金属建具図・各納まり図、その他監督員が指示したもの。
⑩ その他、建築主の事業に必要とされ指示を受けた事項（物）。

② 竣工図
請負者は、監督員の指示により、竣工図を提出する。

竣工図は、設計図の原図を訂正した上、青焼き（白焼コピーも可）製本したものとし、装丁、提出部数は打合せによる。

（ 損 害 保 険 ）

請負者は、本工事全ての物件に対し、自己負担をもって、建築主の承認する妥当な金額の損害保険（火災保険も含む）に加入し、その写しを提出する。

（内外仕上に関する特記事項、補足事項）

1. 木材の樹種については、図面に記載なき場合は米栂、米松等とする。なお図面中の木材の断面寸法は、全て仕上がり寸法とする。

2. 釘・金物は、すべて材料に相応したものを使用する。

3. 木構造の法定金物は同等品の使用を可とする。また、使用ヵ所の不明の部分は監督員の指示による。

4. コンクリート強度、鉄筋、鉄骨の使用材は別記による。

5. 金属建具メーカーは　YKK・LIXIL

（着工時の提出書類等）

① 施工及び仮設計画書
② 工程表
③ 現場代理人の経歴及び資格の写し
④ 工事体制表及び各連絡体制

（竣工時の提出書類等）

① 着工前の書類
② （記録）1. 2. の書類
3. 官公庁、事業会社の許可書類
④ 工事中の重要書類
⑤ 建物維持管理上の注意事項（メーカーの取扱説明書等）
⑥ 竣工届、建物及び鍵引渡書、同受領書
⑦ 各工事毎に定められている工事保証書
8. 鍵リスト及びキーBOX（必要な場合）

（電気設備工事）

① 本工事は本図面及び「電気設備工事共通仕様書」「電気設備基準」消防関係諸法規、電力会社内線規定に基づき施工すること。
（仕様書は最新版とする）

② 諸官庁への諸手続きは本工事に含む。

③ 本工事に使用する器具、材料はJIS規格品とし、メーカーリスト、器具製作図を提出し、監督員の承認をうけること。

④ 竣工時に、前記書類、器具保証書及び取扱説明書等をファイルにして2部提出すること。

（給排水・衛生 機械設備工事）

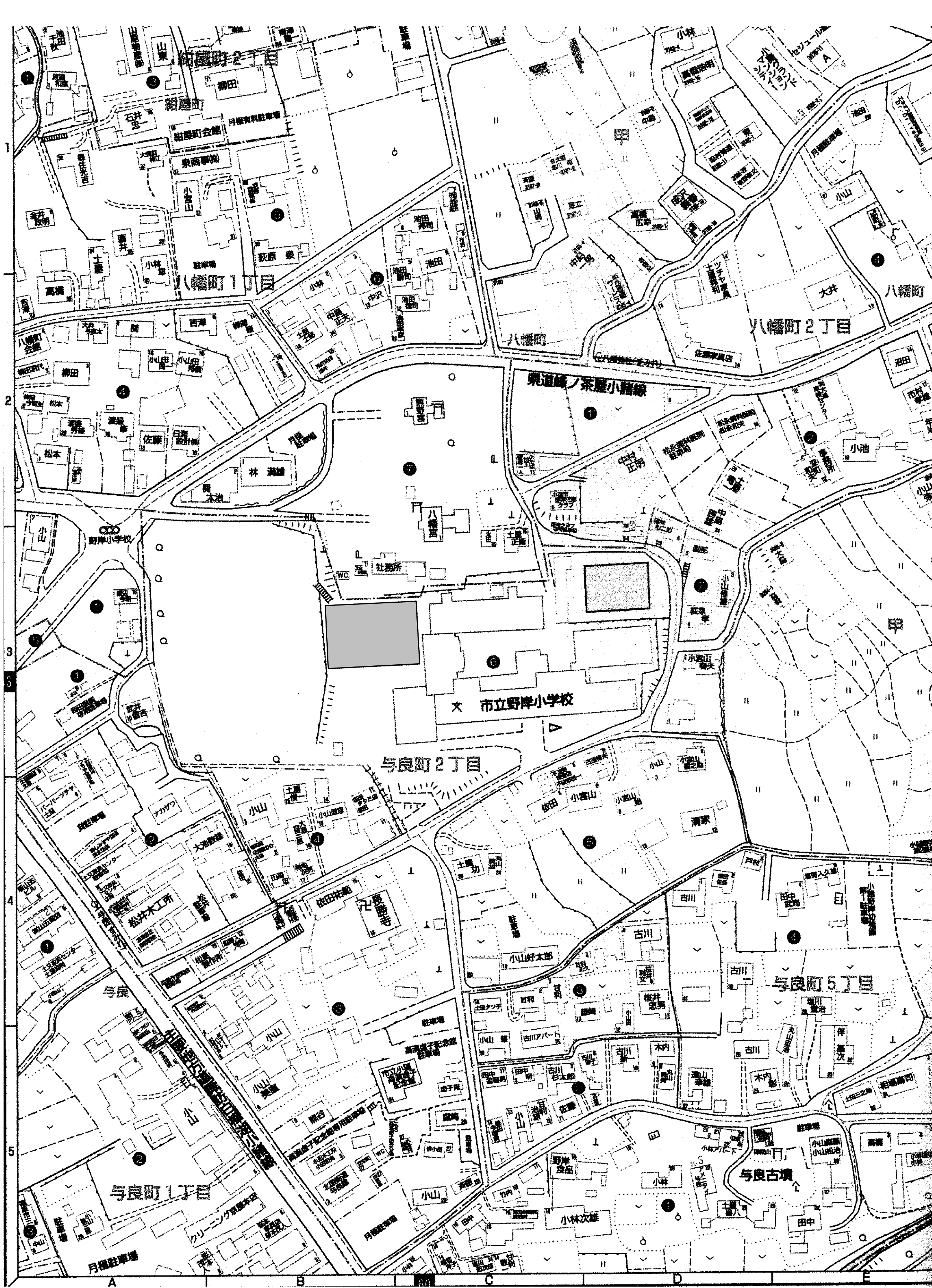
1. 本工事は本図面及び「機械設備工事共通仕様書」「空調衛生工学会標準仕様」に基づき施工すること。
（仕様書は最新版とする）

2. 諸官庁への諸手続きは本工事に含む。但し、上下水道負担金は別途とする。

3. 本工事に使用する器具、材料はJIS規格品とし、メーカーリスト、器具製作図を提出し、監督員の承認をうけること。

4. 竣工時に、前記書類、器具保証書及び取扱説明書等をファイルにして2部提出すること。

TITLE	平成27年度国庫補助事業　野岸小学校屋内運動場に構造部材耐震対策工事		NO. 2
SUBTITLE	特 記 仕 様 書	SCALE	
DRAWN	DATE 2015/3/30	長野県小諸市御影新田2529-1 小泉建築設計事務所	一級建築士 小泉英夫 大臣登録 第134979号



案内図

工事場所：小諸市与良町2-6-1

施設名：小諸市立野岸小学校

校庭

改修建物
体育館(1)

ポンプ室

北校舎

プール付属室

プール

道路幅員 4,000

昇降口

体育館(2)

南校舎

調理室

学校開放施設

校門

4,000

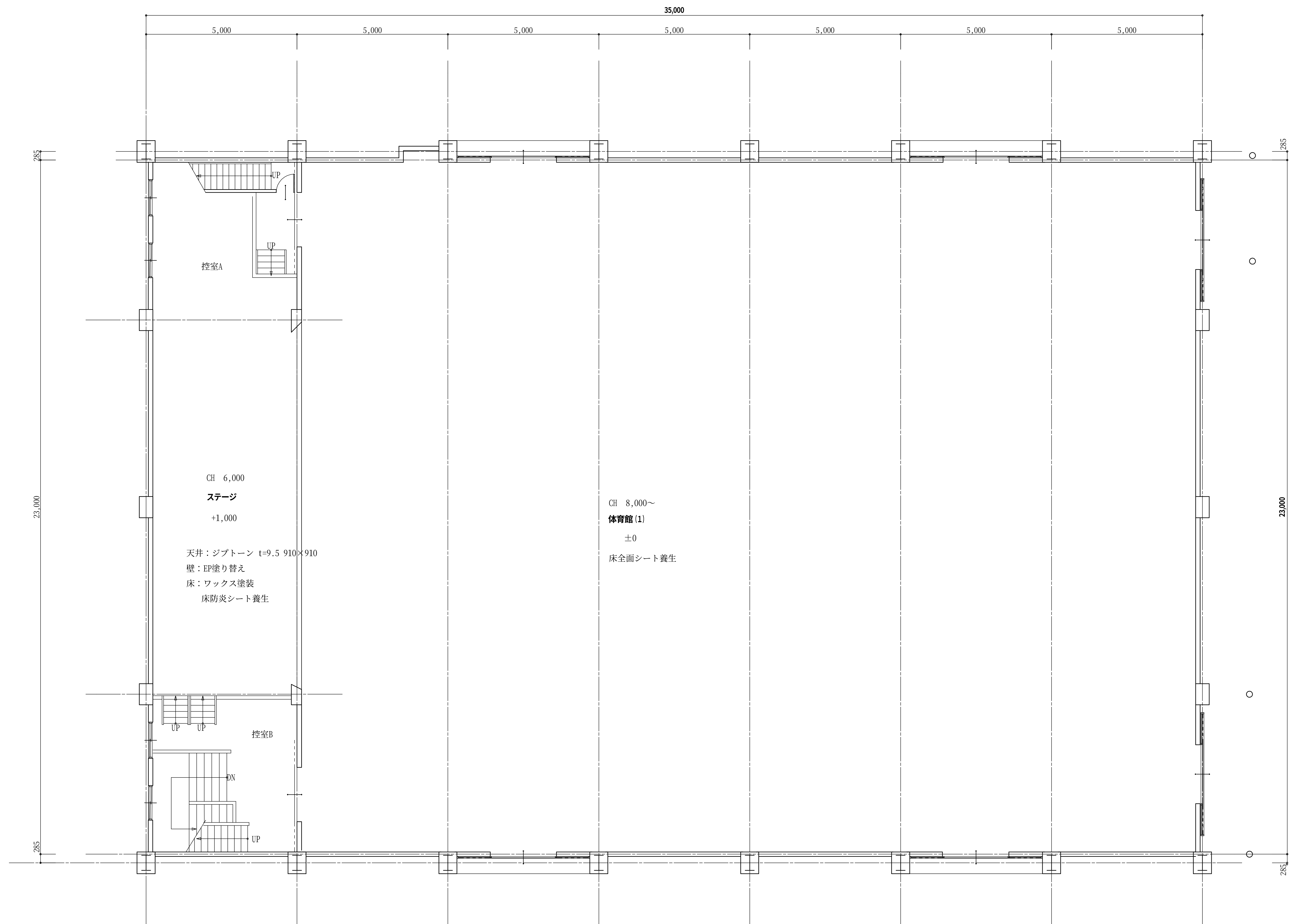
歩道 2,200

道路 5,000

道路幅員 7,200

配置図 S:1/300

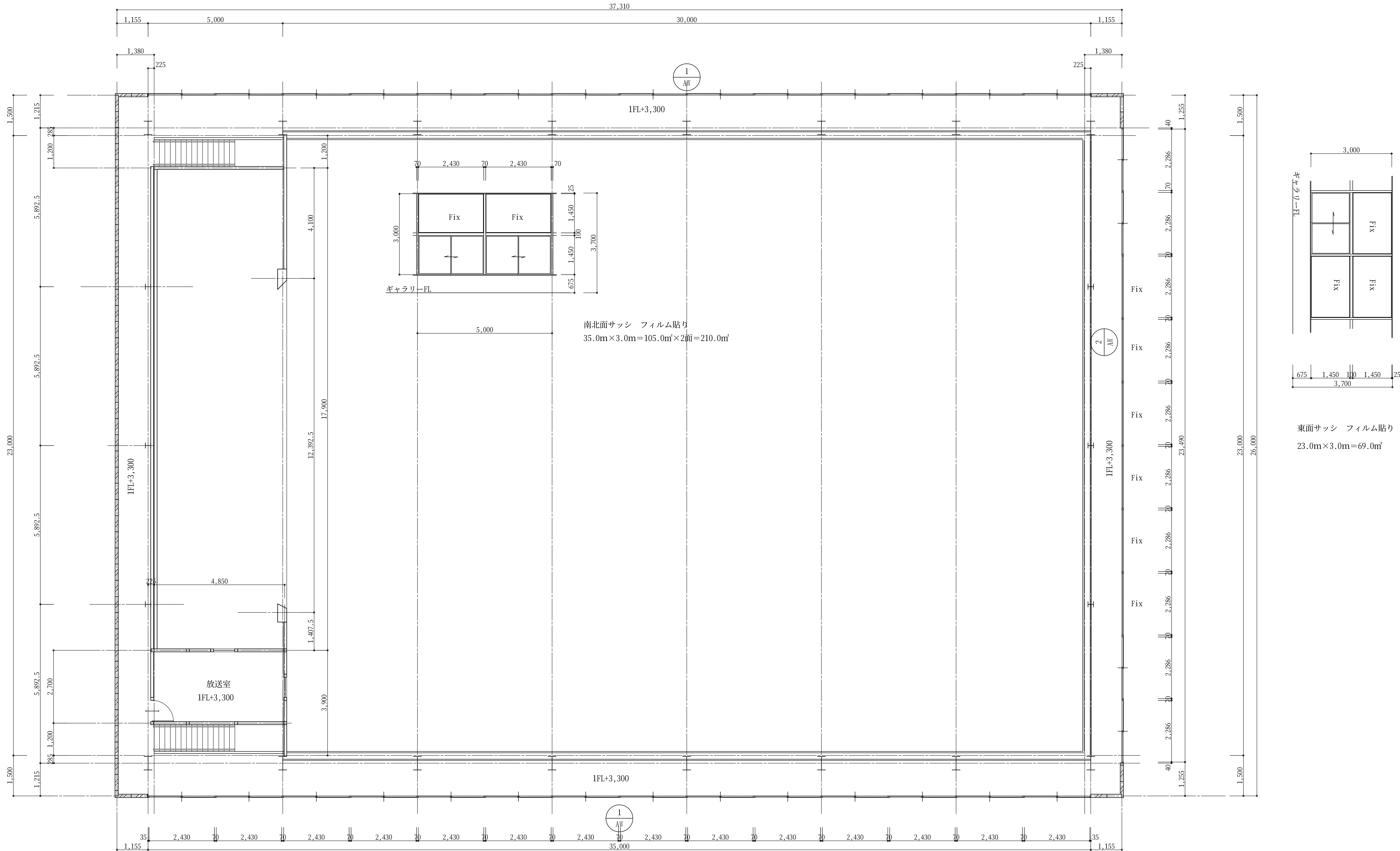
TITLE 平成27年度国庫補助事業　野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事				NO. 3
SUBTITLE 案内図　配置図			SCALE 1/300	
DRAWN	DATE	長野県小諸市御影新田2529-1 小泉建築設計事務所	一級建築士 小泉英夫 大臣登録 第134979号	



1階 平面図 S:1/100

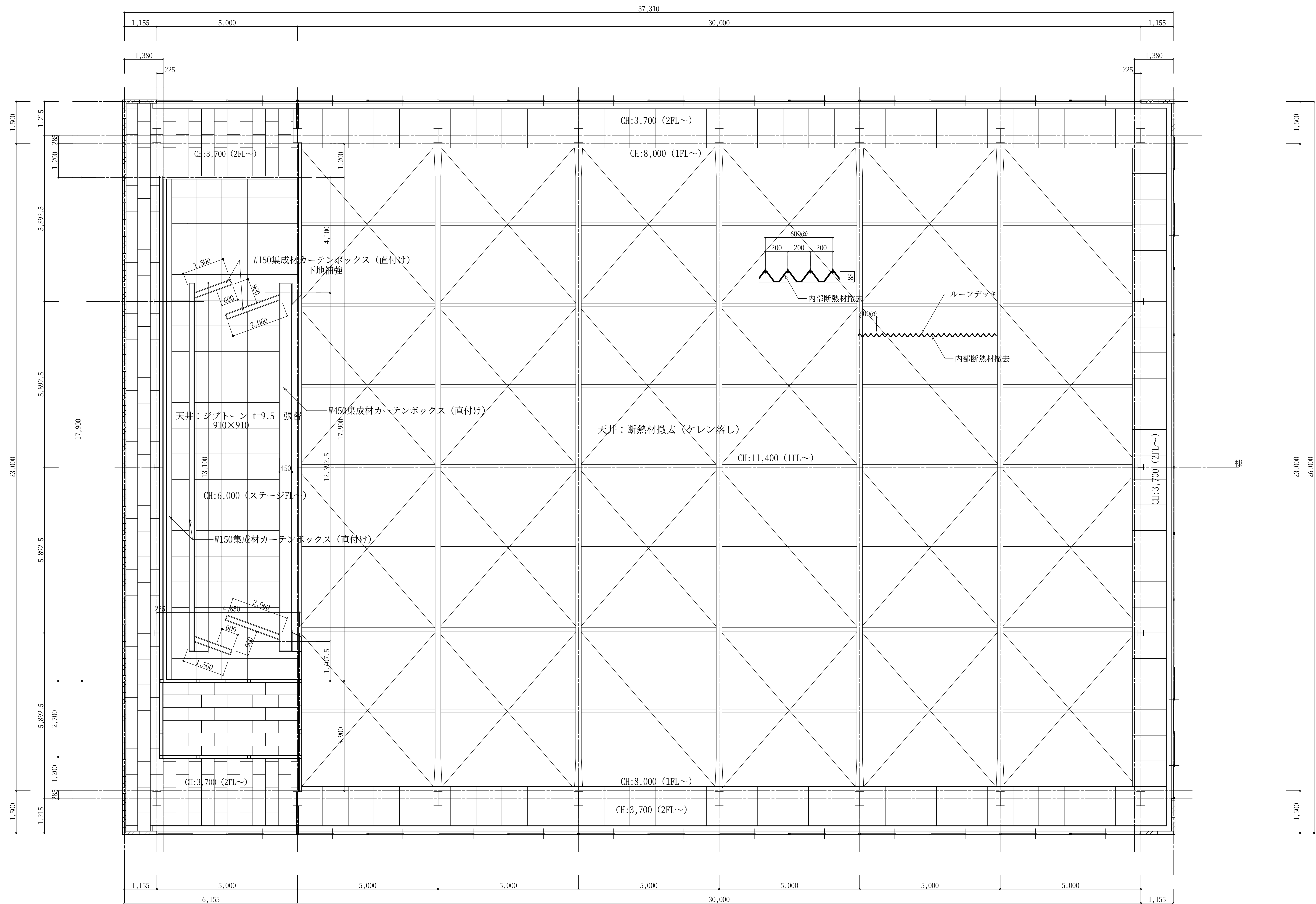
TITLE	NO.
平成27年度国庫補助事業 野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事	4
SUBTITLE: 1階 平面図	SCALE: 1/100
DRAWN	DATE: 2015/02/26

長野県小諸市御影新田2529-1
小泉建築設計事務所
一級建築士 小泉英夫
大臣登録 第134979号



2階　平面図　S:1/100

TITLE	平成27年度国庫補助事業　野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事		NO. 5
SUBTITLE	2階　平面図	SCALE 1/100	
DRAWN	DATE 2015/02/26	長野県小諸市御影新田2529-1 小泉建築設計事務所	一級建築士 小泉英夫 大臣登録 第134979号



ステージ天井：撤去の上新規施工
既存天井撤去時、吊りボルトも全て撤去のこと
屋根よりの吊りボルトも全て撤去の上防水シールで保護（屋根に新規ボルト設置）
ステージ以外の部分は今回の施工対象外とする
アリーナ部分の屋根に設置されている断熱材をケレンにて撤去

天井伏図 S:1/100

TITLE	平成27年度国庫補助事業 野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事
SUBTITLE	天井伏図
SCALE	1/100
NO.	6
DRAWN	
DATE	2015/02/26
	長野県小諸市御影新田2529-1 小泉建築設計事務所
	一級建築士 小泉英夫 大臣登録 第134979号

ステージ天井裏既存鉄骨接合部　サンダー掛けの上錆止め塗装

吊りボルト受鉄骨　　北側：廊下まで　　新規取付
　　　　　　　　　　南側：放送室まで

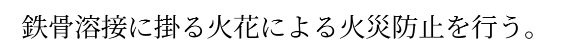

鉄骨詳細図

鉄骨　　PL共　SS400

BOLT　　F10T　HTB

現場溶接の安全を十分に確保すること

溶接部・既存部の錆止めを十分に行うこと


鉄骨溶接に掛る火花による火災防止を行う。

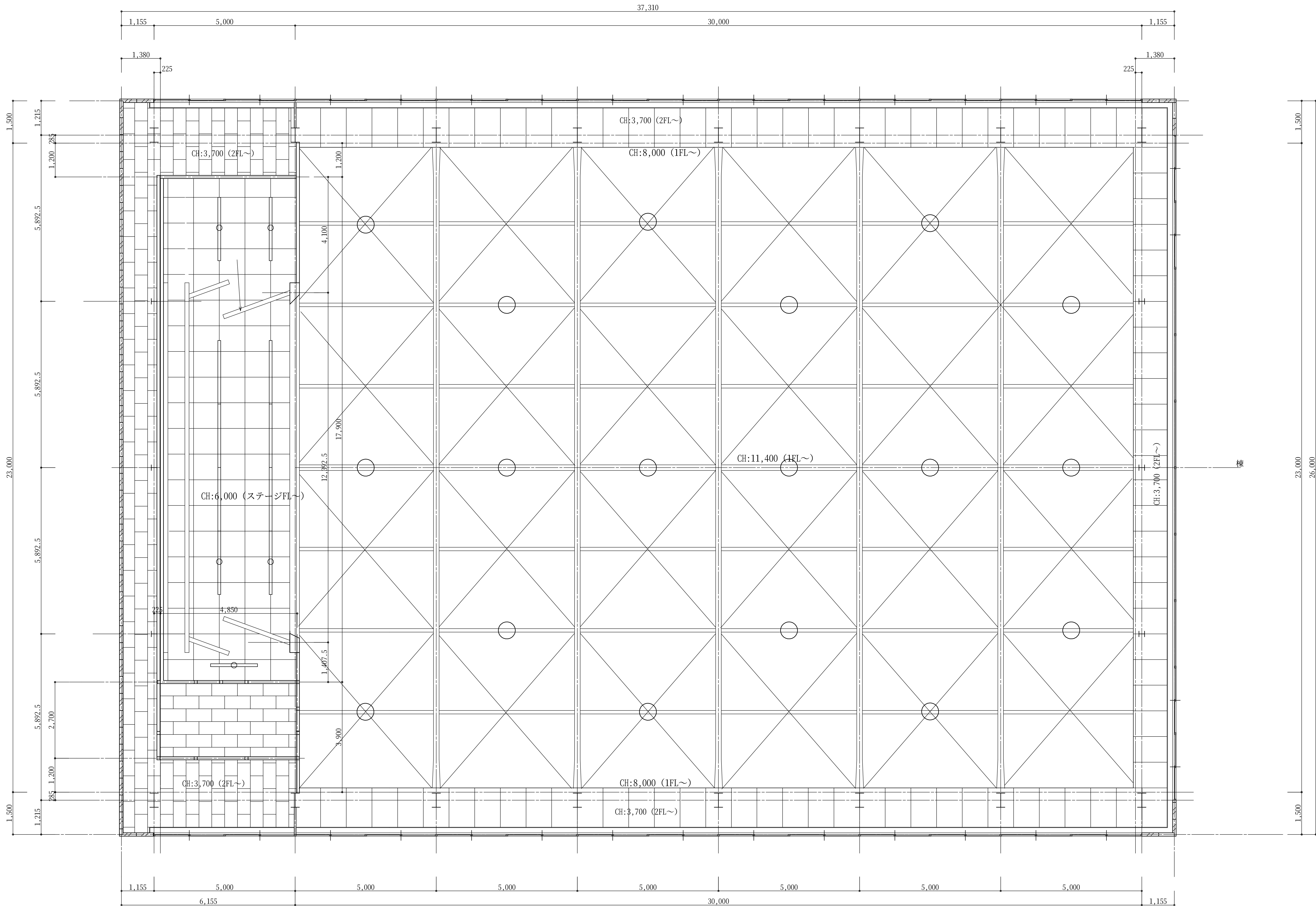

アリーナ断面図　1/50


ステージ断面図　1/50

鉄骨伏図　1/100

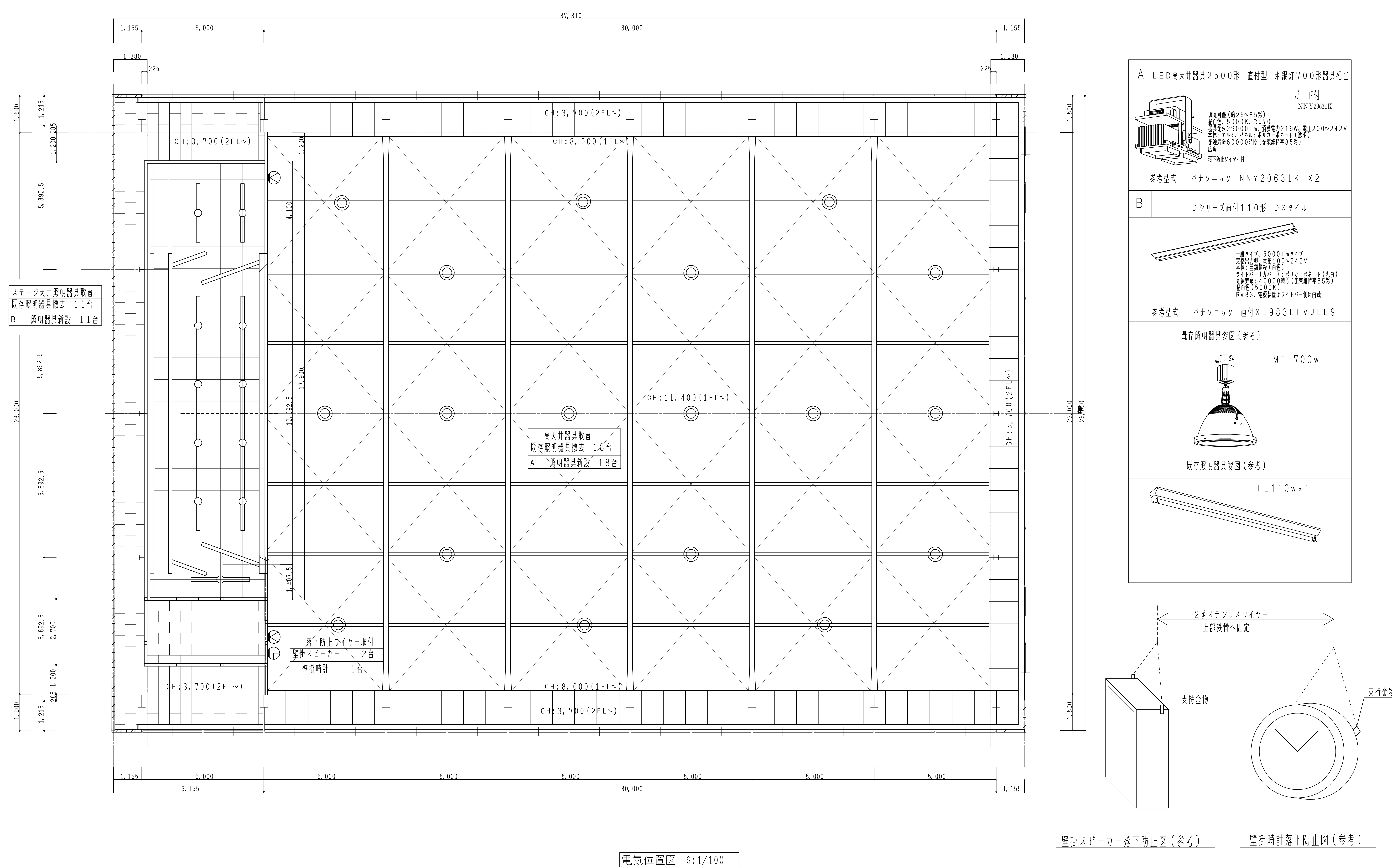
TITLE		NO.
平成27年度国庫補助事業　野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事		7
SUBTITLE 矩計図，鉄骨伏図　詳細図	SCALE 1/50,100	
DRAWN	DATE 2015/02/28	長野県小諸市御影新田2529-1 小泉建築設計事務所　一級建築士 小泉英夫　大臣登録 第134979号


AW-1
南側・北側　各1ヶ所　計2ヶ所
既存ガラスに飛散防止フィルム貼り
35,000
2,430
70
Fix
3,000
1,450
100
3,700
25
675
ギャラリーFL
5,000
15,000(5,000×3)
AW-2
東側　　計1ヶ所
既存ガラスに飛散防止フィルム貼り
23,000
23,490
2,286
40
TITLE
野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事
SUBTITLE
建具表
SCALE
1/50
NO.
8
DRAWN
DATE
2015/03/30
長野県小諸市御影新田2529-1
小泉建築設計事務所
一級建築士 小泉英夫
大臣登録 第134979号



既存取替照明器具位置図 S:1/100

TITLE	平成27年度国庫補助事業 野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事	NO. 9
SUBTITLE	既存取替照明器具位置図	SCALE 1/100
DRAWN	DATE 2015/02/26	長野県小諸市御影新田2529-1 小泉建築設計事務所 一級建築士 小泉英夫 大臣登録 第134979号



※配線は既存を使用する。 アリーナの照明器具はガードを取り付けること 取付用足場は建築設置ローリングタワーを使用	TITLE 平成27年度国庫補助事業 野岸小学校屋内運動場非構造部材耐震対策工事		NO. 10
	SUBTITLE 電気位置図	SCALE 1/100	
	DRAWN	DATE 2015/02/26	長野県小諸市御影新田2529-1 小泉建築設計事務所 一級建築士 小泉英夫 大臣登録 第134979号

現場説明事項・施行条件明示事項（建築工事等）

Ｈ２７．４．１

工事の実施に当たっては、小諸市建設工事請負契約書、「公共建築工事標準仕様書」「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施行条件とする。
施工管理に当たっては、小諸市建築工事施工管理基準、小諸市機械設備工事施工管理基準、小諸市電気設備工事施工管理基準（小諸市ホームページに掲載）によること。

１．工事内容
（１） 工事概要
・ 工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。なお、見積もりの際は現場確認を行い、現場熟知のうえで見積もりを行うこと。
・ 本工事は会計検査対象工事であり、工事完了後においても書類の追加提出が必要場合もあるが、当然に対応することとする。

２．工期関係
（１） 標準工期契約
・ 工期は、雨天・休日等を見込み、工事契約終了日までとする。なお、休日等には日曜日・祝日他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。
・ 工事は、原則として学校の夏季休業中に完了すること。

３．工事工程関係
（１） 現場の制約・条件
・ 施工期間及び施行方法等について事前に工程の調整を行うこと。

（２） 地元関係機関との協議
・ 着手に当たっては、学校関係者および教育委員会担当者と協議をし、工程調整をすること。

（３） 近接・競合工事
・特になし

４．施工計画
（１） 施工計画書
・ 設計図書・「現場説明事項・施行条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、現場での工事の着手前に速やかに施工計画書を作成し提出すること。
・ 工事内容に変更があった場合は、「変更施行計画書」（当初施工計画書に修正）を事前に作成し提出すること。

（２） 添付書類
・ 「施工体制台帳」、「施工体系図」（請負金額にかかわらず提出）
・ 「下請負人通知書」、「下請負人に関する事項」、「再下請通知書」、すべての「下請負契約書」の「写」、（下請け金額にかかわらず提出）
・ ﾘｻｲｸﾙ法第１２条第２項の規定による「告知書」の「写」（請負者に下請負がある場合）
・ 「説明書」に「分別解体等の計画書」を添付
・ 「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及びＦＤ
・ 収集運搬業者･中間処理業者及び最終処分業者の各「許可証」の「写」
・ 請負者と運搬･処理･処分業者との各「契約書」の「写」
・ 処理･処分業者の所在地及び計画運搬ルート
・ その他必要な書類については監督員と協議すること。

（3） 起工測量

・ 設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督員に提示すること。差異がない場合は、その旨を施行計画書に記載すれば別途の提出は不要とする。

（4） 周辺環境保全

① 環境への配慮

・ 小諸市役所経営方針を理解し、環境に配慮すること。また、環境対策を施行計画書へ記載し、環境に配慮すること。

② 第三者災害への対応

・ 施行に伴い第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念される場合は、事前に監督員と協議し、調査・測量・写真記録などの対応をとること。

５．施工管理

（1）工事打合せ簿（施工協議書）

・施工計画書は設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を打合せ簿で明確に記載して早めに協議し、双方で行き違いのないようにすること。

（2）再生資源

①再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は全ての工事が対象になり、登録後、工事着手前（完成時）に写し及びFD を監督員に提出すること。

②産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示すること。A・E 票についてはその写しを検査時に提出すること。

（3）協議資料

①関係官公庁と協議し、許可、承諾を得た場合はその資料を監督員に提示し、請求があった場合は提出すること。

②地域住民と工事施工上必要な交渉は自らの責任において行い、その交渉内容は、文書で確認し監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。

（4）材料品質承認

①材料の使用にあっては、あらかじめその品質について監督員の承認を得なければならない。

（5）材料確認

監督員に確認を指定された材料については、搬入時に、その外観・品質・数量などの確認を得なければならない。やむを得ず監督員の臨場確認が出来ない場合は、説明資料（外観・寸法・数量・写真・品質証明書など）を作成し提出すること。

（6）段階確認書（検査記録票）

基礎施工時、型枠完了時、鉄筋組立完了時、主要な工事施工段階の区切目などの時点で監督員の検査（段階確認）を受けること。監督員が臨場できない場合は、監督員の指示に従うこと。また、屋根工事、壁工事などで竣工後、足場等がなければ竣工検査ができないような場合は監督員と協議し、事前に検査員の確認検査を受けること。

（7）休日・夜間作業届

現道上の工事の場合、休日夜間作業届を提出すること。現道上以外の現場で、工程会議などで双方が確認できていれば届出の必要はない。

（8）排出ガス対策型・低騒音型建設機械
排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用すること。監督員が施工プロセスチェックにおいて確認したものについては、写真提出は不要とする。

6．安全管理
（1）安全教育・研修・訓練
工事現場では、労働災害及び公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行い、その資料を提出すること。ただし、請負代金が250 万円未満の場合は提出不要とする。

（2）工事事故
工事現場内及び工事現場に隣接する場所において、工事の施工に起因して工事関係者に死亡者、負傷者等が発生した場合、また、建設機械が転倒・転落した場合は、速やかに監督員に通報すること。（日時、場所、被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災程度、病院名など)、事故概況、写真、経過、関係機関との対応内容など）

7．工程管理
（1）実施工程表
円滑な工事実施とその統制を図るために作成すること。

（2）写真管理
写真管理については、長野県建設部土木工事施工管理基準を準用により撮影し提出すること。

8．工事検査
（1）検査関係書類一覧表
検査関係種類一覧表は監督員と協議し、書類整備に努めること。

9．その他
（1）高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況
請負者は自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督員へ提出することができる。

指導事項

（１）建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

（２）建設工事の適正な施工の確保について
一 建設業法（昭和２４年5月２４日法律第１００号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第２６条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第１５条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

（３）労働福祉の改善等について
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

（４）建設業退職金共済制度について
一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が８００万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

（5）ダンプトラック等による過積載等の防止について

一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等（ながのダンプ協議会、長野県ダンプ協会）の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。